

学校いじめ防止基本方針

荒川区立第一日暮里小学校
生活指導部

1 基本方針策定の意義

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

第一日暮里小学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域住民、その他の関係機関が相互に連携し、いじめ対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号。以下、「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が本校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNSを含む。）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは全体に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめとは、どの学校、学年、学級でも起こり得るという認識の下、本校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

○いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、学級活動、児童会活動等による主体的な取組への支援等を通じて、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を促す。

○いじめられた児童を守る

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底

する。

○児童の取り組みを支える。

周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」等の不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

○学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。一人一人の児童を全教職員で守るという意識をもって対応する。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。
いじめの訴えがあった場合は、速やかに管理職へ報告し、組織的に対応することを徹底する。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

○社会総がかりで取り組む・

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて、取り組む必要がある。

保護者会や学校だより、学校ホームページ等を活用し、いじめ防止基本方針やいじめの定義について、保護者や地域に対して、広く周知する。

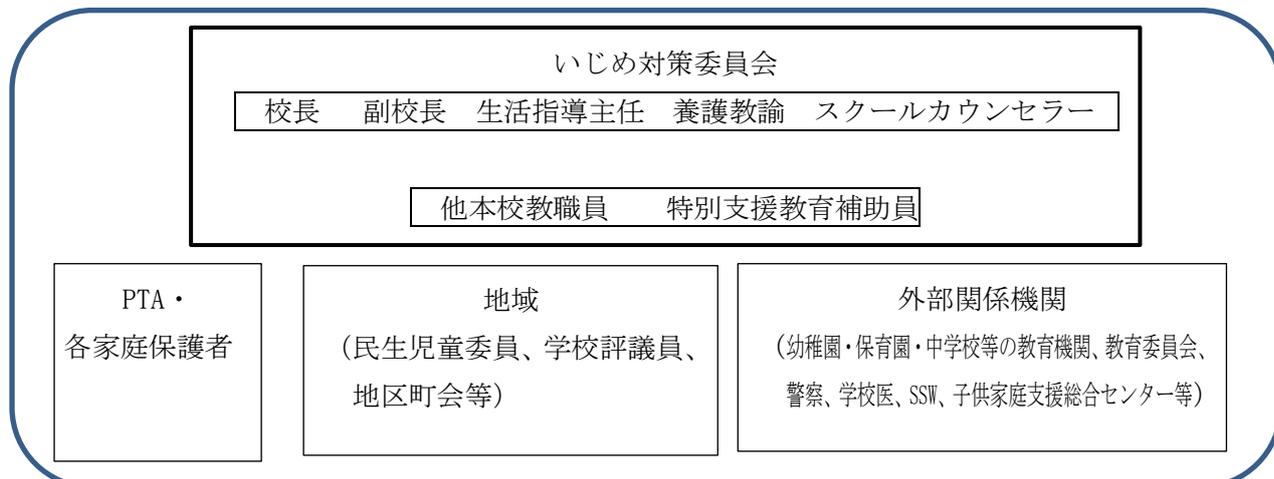
保護者には、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護するよう、学校が呼びかける。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめ防止等の取組への理解・協力を図る。

5 いじめの防止等のための本校の取組

(1) 組織

本校は、法第 22 条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために、いじめ対策委員会を設置する。なお、重大事態が発生した場合には、本校校長が特設組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確するための調査を行う。



※いじめ対策委員会を中心に、家庭や地域、外部機関とも連携して、いじめ防止対策に取り組む。

(2) 主な取り組みと役割分担

「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対応」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

取組段階	具体的な取り組み	役割	時期
未然防止	○校内にいじめ対策委員会を設置する。	校長	4月初旬
	○学校いじめ防止基本方針を策定する。	生活指導主任	4月初旬(学期初)
	○学期に1回、ふれあい月間に、いじめに関する授業を計画・実施する。	生活指導主任 学年担任	毎学期のふれあい 月間中
	○荒川区 SNS ルールを活用し、情報モラル教育を行う。	担任	毎月1回
	○SOS の出し方や生命の安全教育等を行う。	担任	毎学期のふれあい 月間中
	○学校サポートチームとの定期的な情報交換会をする。	校長 生活指導主任	随時
	○問題を抱えた児童へ働きかけをする。	学級担任 都スクールカウンセラー 区心理相談員	随時
	○いじめに関する校内研修を実施する。	生活指導主任	夏季休業中
早期発見	○全校児童に対して SC や SSW 等の相談機関の周知を行う。	校長 担任	4月
	○学期に1回、ふれあい月間に、心の元気アンケートを行い、分析し、指導に活用する。	養護教諭	毎学期のふれあい 月間中
	○5年生全員にスクールカウンセラーによる全員面接を行う。	5年担任 スクールカウンセラー	4月
	○年に2回、個人面談を実施する。	担任・全教職員	7月、11月
	○長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査を実施し、児童からの情報を集める。	担任・全教職員	9月 1月
	○金曜日生活指導夕会時に、随時、気になる児童の話合いをする。	全教職員	毎週金曜日夕会
	○日常的に、気になる児童の行動の記録を行う。	学級担任	随時
	○i チェックシートを活用して、児童理解を深め、次学年担当者に引き継ぐ。	全教職員	3月
	○学校便り、スクールカウンセラー便りや保護者会を通して、本校のいじめ防止についての活動を説明したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを紹介したりする。	生活指導主任 養護教諭 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	4月保護者会 9月保護者会

早期対応	○把握した情報に基づく対応方針を策定する。また、いじめ対策委員会を中心とした役割分担を行う。	校長 生活指導主任	対応時
	○被害児童・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。	担任教諭・養護教諭 スクールカウンセラー	
	○加害児童に対する組織的・継続的な観察と指導を行う。	生活指導主任 担任教諭	
	○いじめを伝えた児童の安全を確保する。	担任教諭	
	○必要に応じて、登下校の見守りを計画・実施する。	生活指導主任	
	○必要に応じて、関係諸機関に連携と協力を要請し、指導にあたる。	校長 生活指導主任	
重大事態への対処	○被害児童に対して複数の教員によるマンツーマンで保護する。	生活指導主任 担当教諭	対応時
	○被害児童・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。	学級担任・養護教諭 スクールカウンセラー	
	○被害児童・保護者に対して、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアを行う。また、必要に応じて適応指導教室への通級等を実施する。	生活指導主任 養護教諭 スクールソーシャルワーカー	
	○警察への相談・通報を行う。	副校長	対応時
	○加害児童に対する組織的・継続的な観察と個別指導を行う。	生活指導主任 学級担任	
	○加害児童・保護者に対するケアを行う。	学級担任・養護教諭 スクールカウンセラー	
	○いじめの現状を的確に把握するための調査を行う。	生活指導主任	対応時
	○所管教育委員会へ状況を報告し、連携して対応できるようにする。	副校長	
	○児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携し対応にあたる。	副校長	
○いじめ対策緊急保護者会を開催する。	校長		